

随 意 契 約 結 果 書

契約年月日	平成25年8月1日
契約業者名	森トラスト・ビルマネジメント株式会社
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門2丁目3番17号
工事の名称	平成25年度東京事務所間仕切り等設置工事
工事場所	東京都港区虎ノ門5丁目1番5号虎ノ門45MTビル
工事種別	建築工事
工事概要	東京事務所社屋の間仕切り設置に伴う建築工事、電気設備工事、空調設備工事壁面収納庫等設置工事及び図面作成等
工期(自)	平成25年8月2日
工期(至)	平成25年10月11日
契約金額	9,765,000円(税込み)
予定価格(消費税及び地方消費税抜き)	9,395,000円
随意契約の相手方の選定理由	本工事は、赤坂一丁目地区再開発事業に伴い、移転先として選定された「虎ノ門45MTビル」の賃借部分(3階242.13㎡)の間仕切り等を設置する工事である。虎ノ門45MTビル建物賃貸借契約書第8条第1項において「賃借人の希望により賃貸借物件に造作、設備等を新設・付加し、又は変更する場合は、(中略)賃貸人の承認を受けたうえ行わなければならない。」とされ、また同条第2項では、「前項の場合、賃貸人の設計、施工業者を指定することができるものとし、その費用は賃借人の負担とする。(以下省略)」とされている。上記業者は、指定を受けた本工事を施工できる唯一の業者である。以上の理由により、本州四国連絡高速道路株式会社契約規程第4条第1項第1号及び契約事務細則第36条第1項第5号の規定に基づき、上記業者を選定するものである。